＜農業振興地域整備計画変更に係る申出書に係る記載要領について＞

◎申出書
・編入…農地を農用地区域に編入
・除外（第４条）…農地を農地以外のものに変更
・除外（第５条）…農地を農地以外のものに&所有権を移転
・軽微な変更…農地を農業用施設へ変更

◎添付書類
１変更箇所位置図（1／10,000～1／50,000）申出地を赤で囲む
２変更箇所表示図（1／500～1／5,000）申出地を赤で囲む
３変更箇所字図※写し可（隣接地の地目・所有者を記載）申出地を赤で囲む
４現況写真（撮影方向を明記）申出地を赤で囲む
５関係農家の農業経営調査表
６被害防除計画書
７土地登記簿謄本※写し可
８土地の選定に関する調書
９事業計画書
10 関係図面（配置図、平面図、立面図、利用計画図等）

※　関係書類の作成については下記に留意いただき作成をお願いします。

１位置図と２表示図については、申出地が解かるよう作成ください。
・１については管内図、２についてはゼンリン等でも可能

３字図については、申出地に隣接する周辺の土地の所有者及び地目を記入ください。

４写真については、多方向から撮影し、申出地を赤線により囲み作成してください。

５及び６については各様式により作成ください。
・農業経営調査票…農地面積減に伴い経営に及ぼす影響を確認する書類
・被害防除計画…周辺農地に影響（害）を及ぼすことがないか確認する書類

７登記簿については、申出地のすべての分が必要となります。
・原則、申出人（譲渡人）と登記所有者は一致することが必要

８土地の選定に関する調書については、他に代替地が無い旨を確認する書類です。
・農用地区域以外の土地から検討が必要

９事業計画（土地利用図）と 10 関係図面等はまとめることが可能です。
・転用申請と同様の内容であることが必要
・除外、転用については、必要最低限の面積となる